

令和5年度補正予算「飼料生産組織の規模拡大等支援」の

安定的な国産飼料の供給支援に関するQ & A

【令和6年3月27日時点、未定稿（今後内容に変更がある場合があります）】

I. 全般

<概要>

問1 飼料生産組織の規模拡大等支援の安定的な国産飼料の供給支援は、どのような内容ですか。

(答)

飼料生産組織が飼料の生産・作業受託、稲わらの収集について、その規模を拡大し、畜産農家等に対し5年以上の長期供給契約又は飼料生産に係る作業受託契約を結び当該飼料を供給する取組への支援及びその実施のために必要となる推進活動、取組確認等に係る以下の取組を支援します。

- ① 基準年（事業開始年度の前年度）から飼料の生産・作業受託、稲わらの収集について規模拡大を行った面積について、
1年目：12,000円/10aを上限
2年目：5,000円/10aを上限（令和5年度補正から追加）に支援
- ② ①の事業の実施のための推進活動、要件確認等を支援

問2 12,000円/10aや5,000円/10aの使用用途の制限はありますか。飼料生産組織へ交付されるということで運営費に使用しても良いということでしょうか。

(答)

- 1 使用用途の制限はありませんが、土壌分析や飼料分析を実施した上で畜産農家へ飼料を供給するなど、要件を守っていただく必要があります。
- 2 なお、当事業は国産飼料の生産を安定的に拡大するため、飼料生産組織が、飼料の生産、作業受託、稲わら収集の規模拡大を行い、畜産農家等と5年以上の長期契約又は飼料生産に係る作業受託契約を結んだ上で生産等した飼料を畜産農家等へ供給する取組への支援であり、飼料生産組織において規模拡大に伴う掛かり増し費用相当額を補助するものです。
- 3 また、実績報告書「3 飼料生産組織の規模拡大における改善した事項」欄に、規模拡大を行った上で改善した事項を具体的に書いてください。

問3 飼料生産組織とはどのような取組を行う組織ですか。

(答)

- 1 本事業において、飼料生産組織とは、次の作業に取り組む組織とします。
 - ① 所有あるいは借受けた土地で、飼料の収穫調製作業から販売まで行う組織
 - ② 飼料の収穫調製作業を受託し、その収穫物を委託者から譲り受け、販売する組織
 - ③ 飼料の収穫調製作業を受託する組織
 - ④ 稲わらを収集・販売する組織
 - ⑤ 稲わらの収集を受託する組織

- 2 また、耕種農家のみの法人や異業種から飼料生産等に参入する法人も、定款に飼料の生産・販売、作業受託を行うことを定め、1の作業に取り組む法人であり、事業の要件を満たせば、本事業の対象となりえます。(飼料生産組織の規模拡大支援については、申請時点に定めがなくとも、交付決定後に定款に定めることも可能です)

- 3 なお、飼料生産組織の規模拡大支援における事業実施主体等と安定的な国産飼料の供給支援における事業参加申込者(取組実施後には取組参加者とする。以下同じ。)は、自組織の構成員(出資関係にあるTMRセンターや畜産経営のみ等の場合を含む。)以外の飼料の収穫調製作業や稲わら収集作業等もなるべく行うものとしますが、地域の大宗が参加する等の事業実施主体等や事業参加申込者については、その限りではありません。

- 4 地域の大宗が参加する等の事業実施主体等や事業参加申込者について想定するのは、
 - ① 定款上、構成員以外への作業が困難な農協が事業実施主体となる場合
 - ② 畜産経営が飼料生産組織を立ち上げたものの、近隣に構成員以外の畜産経営しかない場合などです。

- 5 飼料生産組織の規模拡大支援の採択者は、本事業で優先採択となるので、任意団体であっても本事業の対象となります。

問4 事業の対象となる飼料は何ですか。

(答)

- 1 粗飼料(青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、稲WCS、稲わらなどの各種粗飼料)及び濃厚飼料(子実用とうもろこし(イアコーンサイレージ含む)、大麦及び大豆に限る)を対象としており、飼料用米(SGSを含む)は対象となりません。
- 2 稲わら等は敷料での利用もありますが、飼料以外に利用されているものは本事業の対象とはならないため、契約書の中で飼料用のみと明記し、飼料用のみ補助対象となります。

問5 本事業は今後も継続されますか。

(答)

本事業は、今年度補正の単年度の事業です。

問6 R5 当初予算の環境負荷軽減型持続的生産支援対策事業(エコ畜事業)も双方受け取ることは可能ですか。

(答)

本事業は飼料生産組織の規模拡大に伴う掛かり増し費用を支援するものであり、エコ畜事業は、酪農・畜産に起因する環境負荷軽減を目的に温室効果ガス排出削減に取り組む酪農・肉用牛経営者を支援するものであり、それぞれの事業の目的が異なるため、双方受け取ることは可能です。

問7 対象面積について、農地以外の地目(山林)であっても飼料作物が作付けされていれば、生産作業面積の対象となりますか。

(答)

農地以外の地目(山林)であっても、各種法令上、問題がない場合は、自ら所有する又は利用権設定された農地又は採草放牧地(採草放牧地として占有許可を受けた河川敷地を含む)など、実施要領の要件を満たせば、生産作業面積の対象となります。

なお、農地法では借受けする場合には、利用権の設定など必要な手続きがあるのでご留意ください。

また、地域森林計画の対象となる民有地であれば、森林法に基づき、林地開発許可が必要となります。

(林地開発許可制度の体系図リンク)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/con_4-81.pdf

問8 令和5年度補正の今後の公募などのスケジュールを教えてください。

(答)

- 1 本間接補助事業の事業実施主体の公募については、以下の農林水産省 HP に掲載されるほか、MAFF アプリの記事配信でお知らせする予定です。
- 2 拡大面積当たりの補助を受けたい飼料生産組織の募集は、事業実施主体等が行うこととなります。事業実施主体が決まり次第、当省 HP や MAFF アプリで周知を図る予定です。また、事業実施主体等からも周知される予定です。

<補助事業参加者の公募ページ>

<https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

(参考) 令和4年度第2次補正予算でのスケジュール

令和4年12月	事業実施主体の公募
令和5年4月	事業実施主体による事業説明会

<収穫作業前に、飼料生産組織（事業参加申込者）は畜産農家等と長期供給契約・作業受託契約を締結>

7月	事業実施主体等による事業参加申込書の受付
8月以降	事業実施主体による交付決定通知

<飼料収穫前後に事業参加申込者は、MAFF アプリによる位置情報付き写真を撮影、飼料分析を実施。土壌分析も実績報告までに実施>

11～12月	事業参加申込者は事業実施主体等へ実績報告
年度内	事業実施主体等が事業参加申込者の取組確認を行い、交付

問9 補助額が1年目12,000円/10a、2年目5,000円/10aを下回る場合がありますか。

(答)

申し込み多数の場合、予算の上限額に応じて、下回る場合があります。ただし、機械整備事業実施者は優先採択され、その他参加者は、残った予算で単価を見直し交付します。

Ⅱ. 事業参加申請者（飼料生産組織）向け

＜助成対象主体・要件・作業時期＞

問1 本事業の助成対象となるのはどのような主体ですか。（Ⅰ. 共通問3も参照）

（答）

次の1から8までのいずれかに該当し、飼料生産作業を行い、飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集について要件を満たす規模拡大を行う飼料生産組織である必要があります。

- 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 2 公社
- 3 農事組合法人
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- 5 特定農業団体
- 6 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
- 7 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営むもの（次の（1）又は（2）に該当するものを除く。）
 - （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - （2）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は4に該当する法人を除く。）の所有に属しているもの
- 8 次の（1）、（2）及び（3）に該当する農業者等の組織する団体（飼料生産組織の規模拡大支援で機械の導入を実施した事業実施主体に限る。）
 - （1）代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの
 - （2）3戸以上の農業者によって構成されるもの
 - （3）地域計画や人・農地プラン等で位置付けられた農業者、基盤法第13条第1項に規定する認定農業者又は基盤法第14条の5第1項に規定する認定就農者等を1戸以上含むもの並びに当該団体が地域計画や人・農地プラン等で位置付けられているもの

問2 補助を受ける要件や必要なことは何ですか。

（答）

- 1 畜産農家等と5年以上の飼料の長期供給・作業受託契約を結び、飼料の収穫作業や稲わらの収集作業を行い、契約相手の畜産農家等へ飼料を供給する組織であること
- 2 飼料作物作付延べ面積（2作目も含む）が事業前年度よりも10%以上拡大すること

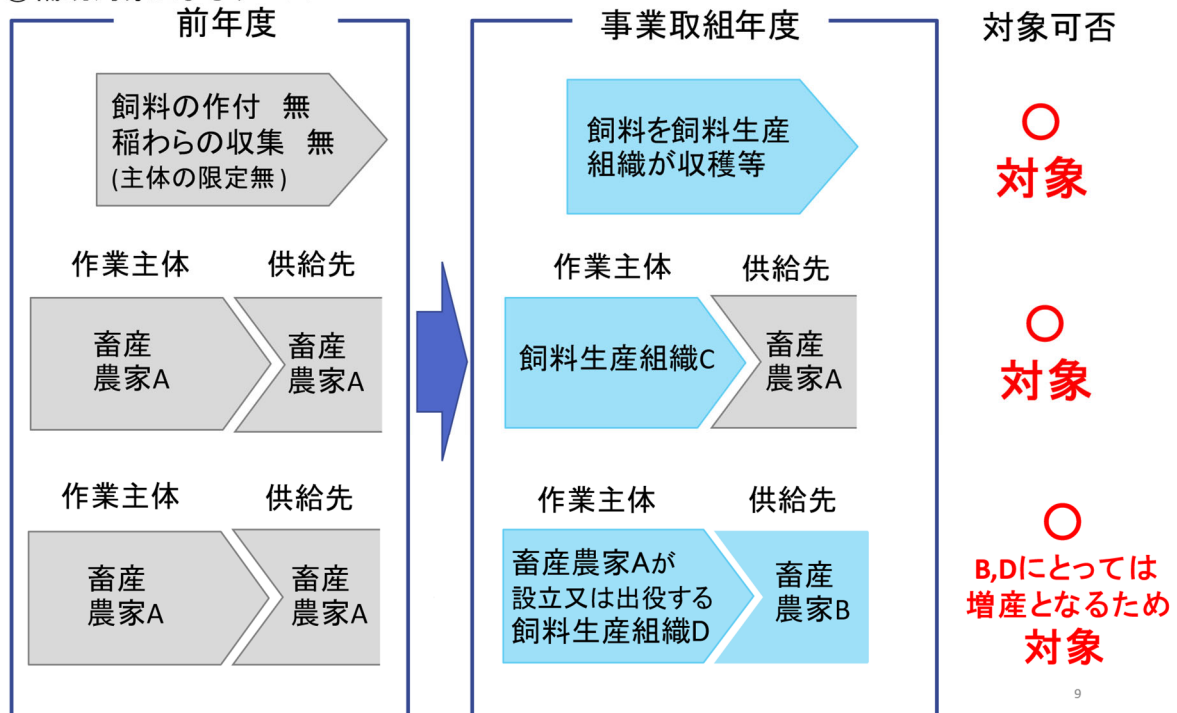
- 3 前年度の実績がない新規の事業者の場合、飼料生産販売作業受託合計売上高が総売上上の5%以上を占め、かつ、稲わらの収集を除いた飼料生産にかかる作業を北海道で20ha以上、都府県で10ha以上行うこと（稲わらの収集の場合は40ha以上）
- 4 拡大する飼料作付地の土壌分析及び飼料分析を行うこと
- 5 本事業のうち、飼料生産組織の規模拡大支援（機械の導入等）で補助を受ける者は、面積にかかわらず、本支援を受けられ、優先採択されます。
- 6 申請や取組の報告の基となる証拠書類は事業実施翌年度から5年間保存すること、事業実施主体等と連絡が確実に取れること、土壌分析・飼料分析の実施を含む事業への参加に係る確認事項に同意していること

問3 補助対象となるケースとそうでないケースを教えてください。

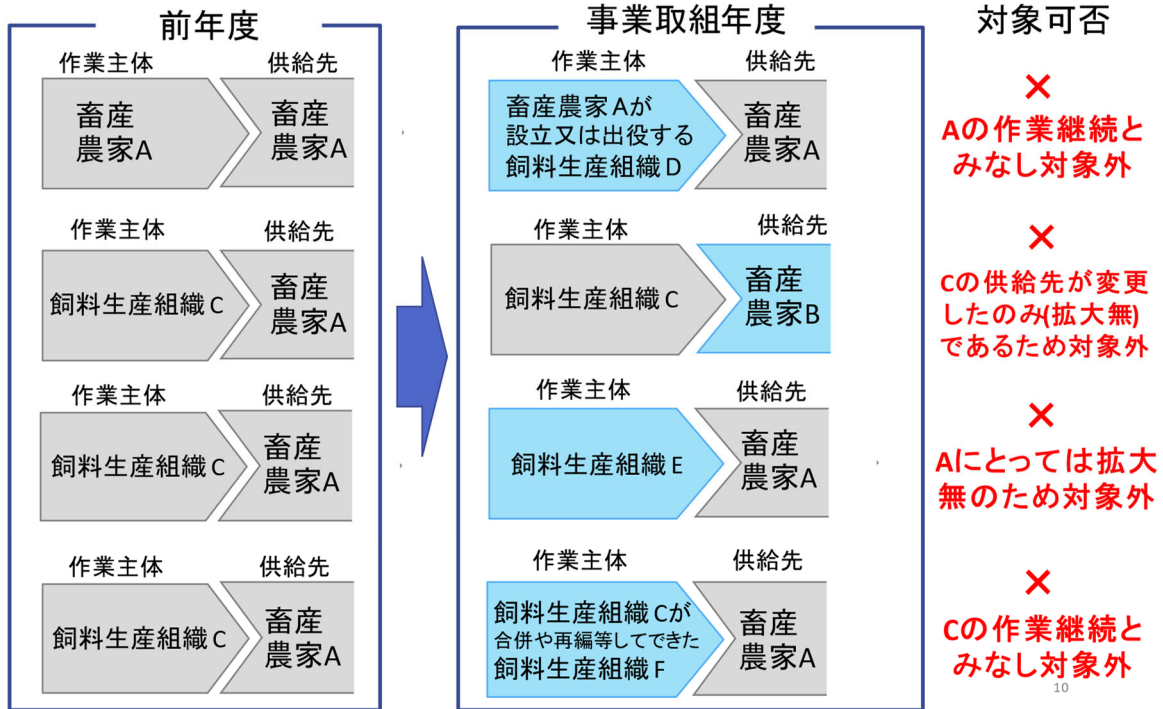
(答)

作業拡大農地(補助申請農地)における 収穫業者と供給先の関係

①補助対象となるケース



②補助対象とならないケース



問4 酪農家Aが自ら飼料生産組織(株)B(資本関係あり。経営は別。)を事業取組年度に立ち上げたとする

- (1) 飼料生産組織(株)Bが酪農家Aのみに飼料を供給し面積拡大を図った場合は、助成対象外との理解でよろしいか。
- (2) 飼料生産組織(株)Bが酪農家Aに飼料を供給するとともに、飼料生産組織(株)Bの構成員ではない酪農家Cにも供給を行い面積拡大を図った場合
 - ①酪農家Cへの供給割合にかかわらず、酪農家Aへの供給分も含め、拡大分として助成対象とするのか。
 - ②酪農家Aへの供給分は除外し、酪農家Cへ供給した分のみを 拡大分として助成対象とするのか。

(答)

- 1 この場合、事業取組年度に前年度よりも作業を拡大した面積(飼料の収穫又は稲わらの収集以外から飼料の収穫又は稲わらの収集を拡大した面積に限る)は対象になりますが、酪農家Aが事業取組年度の前年度(飼料生産組織(株)B設立前)に飼料生産をしていた面積分は、拡大面積にはあたらないため助成対象外です。
- 2 酪農家Cへの供給分に関しては、拡大面積分であるため助成対象となります。酪農家Aへの供給分については、飼料の収穫又は稲わらの収集以外から飼料の収穫又は稲わらの収集を拡大した面積に限り対象となります。

問5 これまで飼料生産組織Aが受託して収穫作業等を実施していた地域において、当該組織が撤退し、新たな飼料生産組織Bが参入して同じ面積で取組を行った場合は、新たに開始したものとして助成の対象になりますか。

(答)

- 1 撤退したAとは異なる、新たな飼料生産組織Bが入れ替わって行った取組分は、作業拡大となるため助成対象となります。また、過去に飼料生産組織が受託していても事業開始年度の前年度は当該組織が撤退し農家が自ら作業を行っていた場合も、新たな飼料生産組織の取組として助成対象となります。
- 2 ただし、前年度作業面積から10%以上の拡大要件等を満たせない場合や、組織の合併や再編成等によって従来の組織と関連する場合や、同一の畜産農家へ供給する場合は助成対象となりません。つまり、飼料生産組織間での作業主体の交換や飼料生産組織が供給先を変えただけの取組は、実質的な面積拡大要件を満たさないため助成対象となりません。

問6 大規模農家が受託して作業していた地域において、当該農家を核として飼料生産組織を設立して作業受託を開始する場合事業参加できますか。

(答)

実質的に飼料生産面積（地域の畜産農家全体の受託分）が拡大している必要があります。

問7 WCSを生産して販売する耕種法人Aが収穫機械を持たないため耕種法人Bに収穫を委託した場合、Aは事業の対象となるか。またBも対象になり得るか。

(答)

- 1 本事業は飼料の収穫を行う飼料生産組織を支援することを目的としているため、収穫作業を行わないAは補助対象外となります。
- 2 Bが補助を受けるにあたっては、飼料生産を行うが収穫作業を行わないAの農地にBが利用権設定をし、Bと畜産農家が長期供給契約を結び、Bが事業参加申込者となります。なお、Aが経営権を持ち、傘下にBがいる関係である場合（Aが他社から利用権設定を受けて稲WCSの生産を行う場合を含む）には、A、B及び畜産農家の三者間で長期供給・作業受託契約を結ぶようお願いいたします。

問8 畜産農家等に飼料を提供している飼料生産組織Aが刈取り・収穫のみを別の飼料生産組織Bに委託した場合、Bが事業申込する際の前年度の実績について、作業委託したAとの受託契約書を添付する必要がありますか。

(答)

- 1 総会資料等で全体の受託面積は把握でき、農地基本台帳で受託する圃場を契約相手農家が所有していることが明らかになる場合など、前年度の受託面積が確認できる場合は、受託契約書は不要です。
- 2 一方、拡大面積については、長期の受託契約書が必要となります。

問9 飼料生産組織Aが、拡大する面積における作業についてモアコンでの刈取り又はハーベスタでの細断・吹上げのいずれかを飼料生産組織Bに委託した場合、Aは補助対象になりますか。

(答)

Aは、刈取り（又は細断・吹上げ）の作業は自ら行い、細断・吹上げ（又は刈取り）をBに委託するのであれば、Aにおいては刈取り（又は細断・吹上げ）の面積が拡大し、Bにおいては細断・吹上げ（又は刈取り）の面積が拡大しているので、いずれも事業参加者になり得ます。ただし、同一の圃場でA、Bが重複して事業申請することはできませんので、事前にAとBで調整をしてください。

問10 助成対象となる取組は、どの時点の作業になりますか。

(答)

- 1 交付申請前であっても、令和4年度第2次補正予算から同種の事業があることに鑑み、令和4年10月以降の長期契約を結んだ後の収穫作業が対象となりますが、飼料の収穫・稲わらの収集作業と各分析の実施時期が、本事業の対象期間内かどうかで判断します。
- 2 令和5年度補正では、1年目の取組は、令和5年度産（令和4年度第2次補正予算の事業の提出期限以降かつ、本事業の交付決定後の収穫が対象）と、予算の繰り越しを行った場合（以降の間も同様の前提とします。）、令和6年度産の収穫分の取組が1年目の助成対象となります。そのため、令和4年度第2次補正予算と重複して補助となることはありません。
- 3 令和5年度補正では、2年目の取組は、令和4年度第2次補正予算で支援した面積の継続部分が対象となりえます。

問11 稲わら以外の生産と稲わら収集の両方に取り組む者が、新たに飼料の生産・販売等に取り組む場合、作業面積の要件はどのように考えればよいですか。

(答)

稲わら以外の飼料生産にかかる面積又は稲わらの収集面積が作業面積の要件を満たしていれば、双方の作業面積の合計を補助対象とします。

例 都府県の場合

稲わら以外の飼料生産の 拡大面積 (要件：10ha以上)	稲わら収集の拡大面積 (要件：新たに取り組む場合40ha以上)	拡大面積の合計	補助対象面積
5 ha：条件を満たしていない	35 ha：条件を満たしていない	40 ha	なし
5 ha：条件を満たしていない	40 ha：○	45 ha	45 ha
10 ha：○	20 ha：条件を満たしていない	30 ha	30 ha
10 ha：○	40 ha：○	50 ha	50 ha

<交付対象面積>

問 12 飼料生産作業のうち、どの作業の規模拡大を行った面積が事業の対象となりますか。

(答)

1 対象面積については、本事業対象の飼料の収穫作業※の規模拡大を行った面積のみとなります。そのため、堆肥の散布や播種などの収穫以外の作業のみ増加した面積は対象となりません。

※飼料の収穫作業とは、①刈取り、②収穫、③稲わらの収集のいずれかです。

2 補助対象面積の考え方について、問 13 及び問 14 の図をご参考下さい。

問 13 飼料作物作付け延べ面積について、永年性の2番草も補助対象となるか。

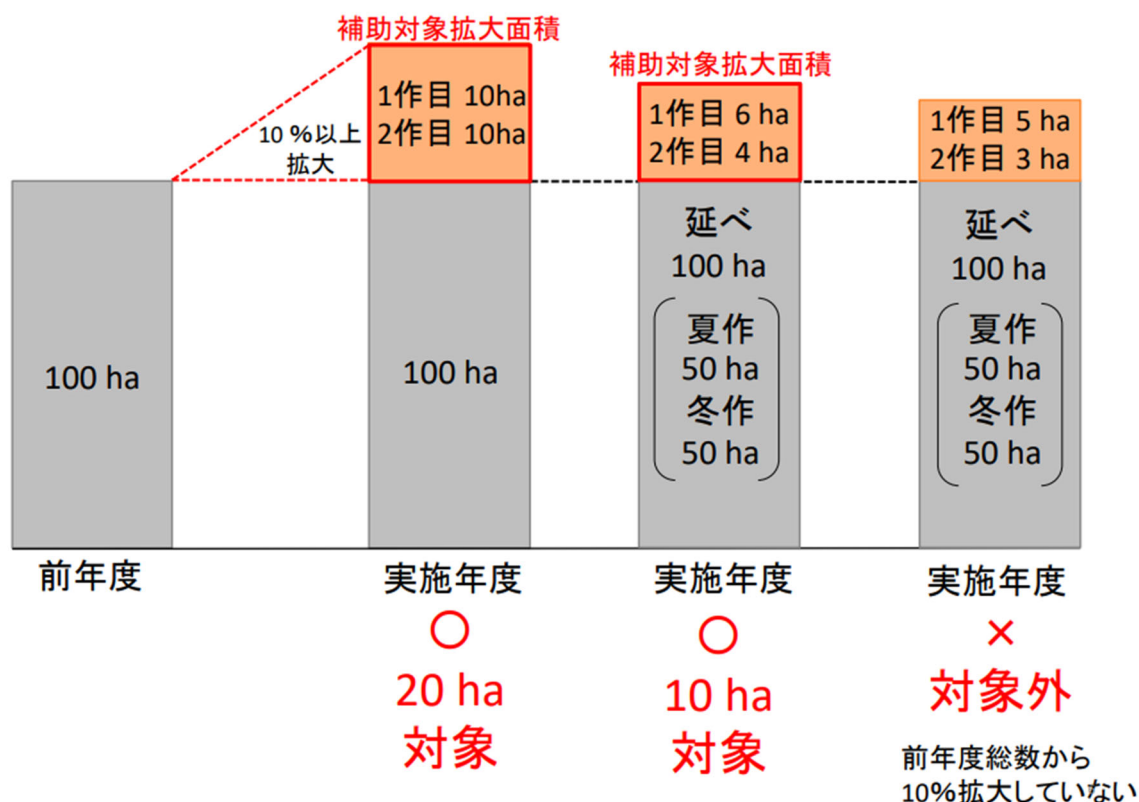
(答)

1 永年性の飼料作物の2番草については対象外となります。

2 単年性の飼料作物を二期作（1年間で2回播種から収穫までを行うもの）又は二毛作で作付けする場合には、1作目の飼料作付面積に、2作目の飼料作付面積を加えた面積とします。（実施要領別紙2 第3 3（3）②参照）

3 補助対象面積の考え方について、以下の図をご参考下さい。

補助対象となる作付拡大面積



問 14 前年度からの継続分の作業面積 100ha から実施年度に 10ha 拡大するとして計画を申請しましたが、実績報告段階で、

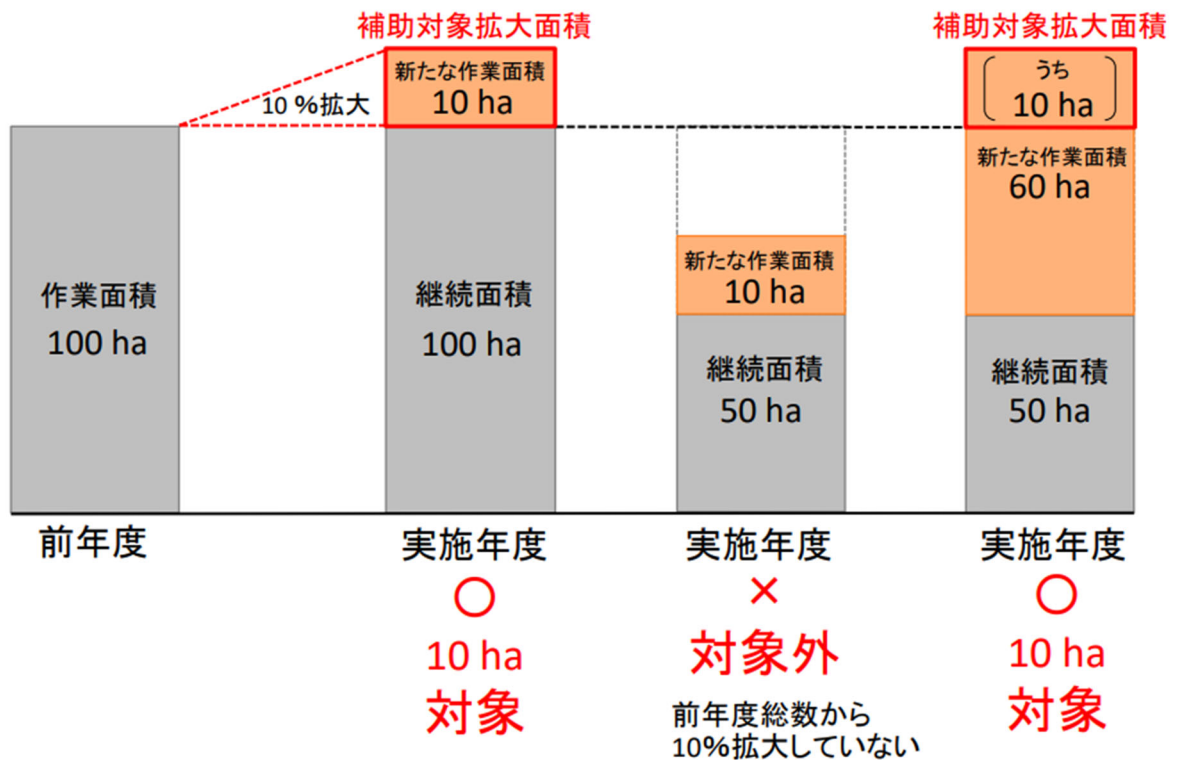
①継続分の 100ha が 50ha に減少した場合、10ha を予定通り拡大すれば補助対象になりますか。

②継続分の 100ha が 90ha に減少した場合、令和 4 年度 90ha、令和 5 年度 99ha とし、長期契約における拡大分を 9ha に変更して交付変更等承認申請書を提出すれば、9ha は補助対象になりますか。

(答)

- ①のケースでは、実施年度において前年度よりも作業する総面積が減少しているため、補助対象となりません。
- ②のケースでは、前年度の作業面積は 100ha であり、あくまでもその 100ha に対して 10%以上の拡大が実施年度になれば要件を満たさないため、補助対象にはなりません。
- 前年度からの継続面積が、以下の図のように 50ha まで減少したとしても、実施年度に拡大面積が 60ha が増え、前年度に対して 10%以上の拡大があれば、実施前年度の面積から拡大した面積（図でいうと 10ha 分）が補助対象となります。

前年度の作業面積が減少した場合の補助対象作付面積



問 15 5年間の長期供給契約締結の後、事業実施年度において収穫対象圃場が変更になっても、拡大面積が確保できていれば事業の対象となりますか。(参照：問 42)

(答)

作業面積が維持されれば事業の対象となりますが、刈取り・収穫を行う前に、事業参加者と契約農家との長期供給契約の変更が必要となります。契約農家の構成に変更がなければ、面積が増加した契約農家に係る確認書類等と併せて、変更した契約書の写しを実績報告書に添付して提出ください。また、仮に契約農家の入れ替えがある場合は、重要な変更に応じて交付変更等申請書（契約農家との変更した長期契約書の写し、追加された契約農家に係る確認書類等を含む）を速やかに事業実施主体あてに提出して承認を得る必要があります。

問 16 飼料生産組織が作付けしている圃場において、拡大面積を5年間維持していれば、飼料作物を変更することはできますか。

(答)

拡大面積が維持されれば、飼料作物の種類を変更しても構いません。なお、飼料作物の変更が事前に判明しているのであれば、長期供給契約に想定される複数の飼料作物名を規定するか、変更がある旨を規定して締結ください。

問 17-1 拡大面積外の事業開始前年度から作業している面積についても取組面積の維持が必要か。また、維持できない場合は報告が必要か。

(答)

- 1 補助要件の基礎となる拡大面積外のほ場について、事業実施年度中に維持できずに減少し、拡大要件を満たさなくなった場合は、助成の対象になりません。速やかに事業実施主体まで報告してください。
- 2 2年目の取組においても1と同様です。なお、事業開始前年度から作業している面積が減少しても拡大要件を満たす場合には、補助対象は事業開始前年度の面積よりも拡大している面積分に限られるため、事業開始前年度から作業している面積が減少した分だけ、補助対象面積が減少します。

問 17-2 事業後において、補助対象とならない拡大面積外の、事業実施前から飼料の収穫を行っているほ場についても取組面積の維持が必要か。また、維持できない場合は報告が必要か。

(答)

補助対象となった拡大面積以外は単年度契約でも構わないので、事業後の減少について報告の必要はありませんが、飼料作業の長期的な拡大を支援するという事業の趣旨や補助要件の基礎となっていることを踏まえ、維持に努めてください。

問 18 令和6年秋まきの飼料作物の収穫は、一部の地域を除けば令和7年度に入ってからとなるため、秋まきのほとんどは助成の対象にならないということでしょうか。

(答)

- 1 単年度予算である性格上、助成の交付には事業実施年度内に収穫や土壌分析、飼料分析を行ったことが確認できる必要があるため、助成の対象とはなりません。
- 2 令和5年秋まきの飼料作物の収穫は、一部地域を除けば令和6年度の収穫となるため、そちらの収穫作業の拡大面積は対象となります。

問 19 二毛作による飼料生産延べ面積の拡大でも対象になりますか。

(令和5年度が事業実施期間の場合、以下の取組でも対象となり得るでしょうか)

- ①越冬用ライムギ播種 (R4) → ライムギ収穫 (R5) 後、飼料用とうもろこし播種・収穫 (R5)
- ②飼料用とうもろこし播種・収穫 (R5) → 越冬用ライムギ播種 (R5)
越冬性ライムギ播種 (R4) → ライムギ収穫 (R5) 後、飼料用とうもろこし播種・収穫、越冬性ライムギ播種 (R5) → ライムギ収穫 (R6)

(答)

- 1 1作目の作付面積に2作目の作付面積を加えた面積を飼料作物作付延べ面積として、前年度からの拡大分が対象となりますが、飼料の収穫・稲わらの収集作業と各分析の実施時期が本事業の対象期間内であるかどうかで判断します。
- 2 例えば、①～②の場合、飼料分析、土壌分析の時期が本事業対象期間内であることを前提とし
 - ①越冬用ライムギ播種(R4)10ha→ライムギ収穫後、飼料用とうもろこし播種・収穫(R5年度)10ha：
播種は前年度に行うことも可能であるため、R5年度に収穫まで完了した拡大面積である20haが対象。
 - ②飼料用とうもろこし播種・収穫(R5)10ha→越冬用ライムギ播種(R5)10ha：
R5年度に越冬用ライムギが播種までしか終わっていないため対象外となり、対象となる拡大面積は飼料用とうもろこしの10haとなる。越冬性ライムギ播種(R4)10ha→ライムギ収穫後、飼料用とうもろこし10ha播種・収穫、越冬性ライムギ播種(R5)→ライムギ収穫(R6)10ha：
対象となる拡大面積はR4に播種しR5に収穫したライムギとR5に収穫した飼料用とうもろこしの20haとなる。

問 20 2年目の当たり5千円について、詳細を教えてください。

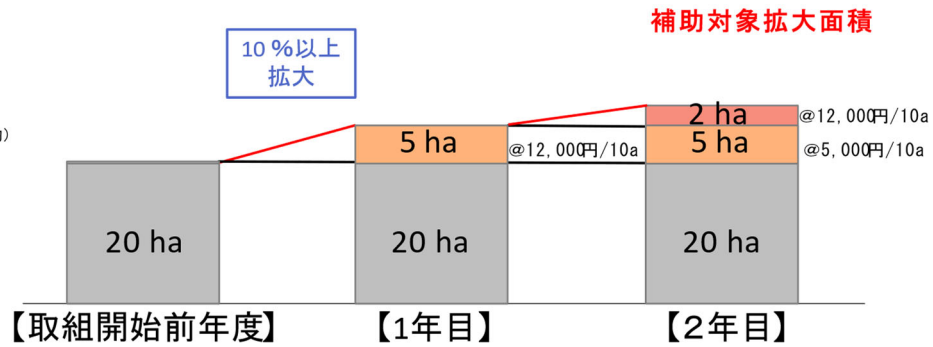
(答)

- 1 令和5年度補正の2年目の取組は、令和4年度第2次補正予算で支援した面積の継続部分が対象となりえます。
- 2 要件は1年目と同様に、土壌分析・飼料分析の実施や拡大面積の収穫作業の継続になります。具体的な対象面積の考え方については、以下の図をご参照ください。

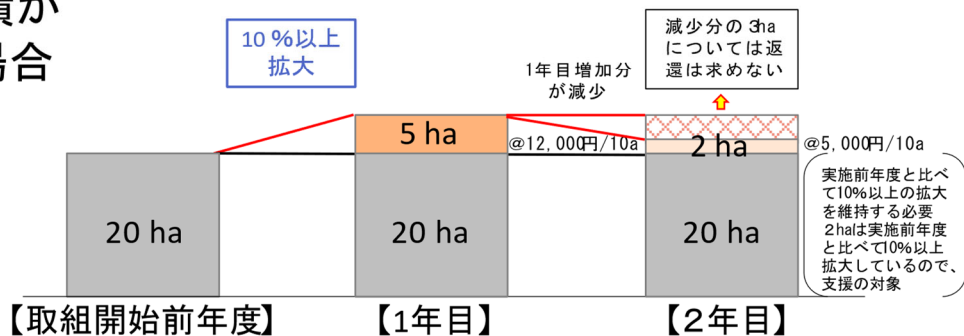
飼料生産組織の規模拡大等支援(拡大分面積払い)

①基本

(5年以上の供給・作業受託契約)



②契約面積が減少した場合



< 5年以上の長期契約 >

問 21 飼料生産組織と5年以上の長期契約には、国産飼料の供給量も内容に含む必要があるのでしょうか。

(答)

事業の要件は、5年以上の長期にわたり国産飼料の生産販売、飼料生産作業の受託を行う契約をしていることで、量についての契約までは求めていません。

問 22 5年以上の長期契約を結ぶとありますが、毎年増加する計画である必要がありますか。

(答)

飼料の生産・作業受託・稲わらの収集について毎年度、規模拡大する計画である必要はありません。

問 23 毎年、ほ場のローテーションを行っているため、特定のほ場について5年間の長期契約を結び固定することは困難です。拡大分は面積を5年間維持するものの、単年度契約を5回行う方法でもよいですか。

(答)

同一ほ場であることは求めておりません。

拡大した補助対象面積分についてローテーションの中で対応することがわかるように5年間の長期契約を結ぶようにしてください。

問 24 「飼料生産組織が飼料の生産・販売について規模拡大を行い、畜産農家等に対し5年以上の長期供給契約を結び飼料生産を行う取組」において「畜産農家等」の対象を教えてください。

(答)

畜産農家等は、

畜産農家のほか、農協、TMR センター、飼料販売会社を対象となります。

また、飼料の販売先が飼料生産組織の構成員であっても対象となりますが、自組織の構成員以外の作業もなるべく行うものとします。(I問3を参照)

問 25 飼料生産組織から飼料業者が仲介し畜産農家に提供される場合は対象になるか。この場合、飼料業者と畜産農家の長期契約が必要か。

(答)

仲介する飼料業者がいても対象となります。この場合、飼料生産組織と飼料業者の長期契約が必要となります。また、飼料生産組織は畜産農家に、収穫した飼料が確実に供給されていること、廃棄されていないことを確認してください。

問 26-1 飼料生産組織が、飼料の生産・販売を行う場合は5年間の長期供給契約を供給先の農家と結ぶとされていますが、飼料の販売先を5年間固定することは困難なので、供給先が不特定の場合でも、拡大した土地の賃借契約を締結していればいいですか。

(答)

- 1 飼料生産組織は、飼料作物の販売先の農家等と5年以上の長期供給契約を締結することが必要です。飼料生産組織が拡大した土地の賃貸契約だけでは、拡大面積として承認できません。

問 26-2 長期契約の要件について、飼料の生産販売組織において供給先に高齢者が多く長期契約を結ぶことが難しい状況です。そのため、飼料の販売に関しては、要件の撤廃ができないでしょうか。難しい場合は、耕畜連携国産飼料利用拡大対策で必要な長期供給契約期間は3年であることから、同様の3年にできないでしょうか。

(答)

- 1 飼料生産組織が国産飼料を安定的に畜産農家へ供給するためには、一定の体制を整える必要があり、そのためには安定的な需要が見通せるよう、5年間という長期の飼料供給契約を締結することが必要と考えています。

- 2 契約先の畜産農家の高齢化への対応例として、事業継承等の中で同じ飼料生産組織が飼料生産・供給を維持するという形があります。

問 27 5年以上の長期契約を結ぶとありますが、当初の計画どおりに拡大しなかった場合や、生産者が不在となったり、災害等により5年以内に計画を取りやめた場合は、補助金返還の対象となりますか。

(答)

- 1 事業開始年度に計画どおり拡大しなかった場合は、拡大できなかった面積については交付対象面積となりません。また、拡大した面積が前年度の作業面積の10%を下回った場合は本事業の対象外となります。
- 2 事業開始年度に拡大し交付対象となったものの、次年度以降、作業を取りやめた場合は、補助金返還となる可能性があります。事業実施主体に必ず報告をしてください。

問 28 5年以上の長期供給契約又は飼料生産に係る作業受託契約は契約書ではなく、覚書でも問題ないでしょうか。

(答)

長期供給契約又は飼料生産に係る作業受託契約を結ぶことを明記した上で、当事者間で合意した内容で書面を作成することが必要であり、覚書でも問題ありません。

問 29 前年度の100haから令和5年度は110haに拡大した場合、既存の100ha分の契約は単年度契約でよいですか。

(答)

当該拡大分について契約相手農家等と5年以上の契約を結んでいただければ、既存(前年度からの継続)の100ha分については単年度契約で差し支えありません。

<土壌分析、飼料分析>

問 30 土壌分析や飼料分析はどれくらいの頻度や規模で実施したらよいですか。

(答)

- 1 土壌分析の頻度や規模は規定していませんが、良質な飼料を生産するのに必要な頻度や規模で実施して下さい。
- 2 同様に飼料分析についても頻度等は規定していませんが、事業に参加する飼料生産組織において、最低でも、供給飼料の種類(草種別、品目別(サイレージ、乾草等))ごと、作業受託の場合は作業受託先ごとに分析を実施して下さい。

問 31 各分析を、農作業を委託する農家や、土地を貸す農家が行うことはできますか。

(答)

- 1 本事業に参加する飼料生産組織は、土壌分析又は飼料分析の実施を含む事業への参加に係る確認事項に同意している飼料生産作業を行う組織に限られています。
- 2 農家が土壌・飼料分析を行っても良いですが、分析費用は、事業に参加する飼料生産組織が負担することとなります。その場合、飼料生産組織が費用を負担したことを証する書類(領収書など)を保管する必要があります。

問 32 助成金の支払は、飼料分析まで行わないと支払われないのでしょうか。

(答)

本事業に参加する飼料生産組織は、土壌分析又は飼料分析の実施を含む事業への参加に係る確認事項に同意している飼料生産作業を行う組織に限られていますので、飼料分析を行わない場合は、助成金は支払いできません。

問 33 飼料生産組織が稲わらの収集を受託した場合も、飼料作物作付地(収集地)について土壌分析や稲わらの飼料分析を実施する必要がありますか。

(答)

本事業においては、稲わらの収集の場合でも、土壌分析と稲わらの飼料分析を実施する必要があります。

なお、土壌分析は、水稻作付前でも、稲わら収集後でも結構です。ただし、飼料生産組織が行うか費用を負担する必要があります。飼料分析は収集した稲わらについて行います。

問 34 土壌分析・飼料分析を実施した証拠書類は、分析機関が発行する分析結果報告書等の写しがあれば良いですか。

(答)

分析機関が発行する分析結果報告書等の写しで差支えありません。

問 35 飼料生産組織が実施する土壌分析・飼料分析は、公的な分析機関以外の農協連、民間会社、飼料会社へ委託しても良いですか。

(答)

土壌分析や飼料分析を業として実施している農協連、民間会社、飼料会社等で実施しても差し支えありません。

問 36 土壌分析・飼料分析について、飼料作付地の所有者等が事業開始年度以前又は開始年度に実施しているものがあれば、飼料生産組織が改めて実施しなくてもよいですか。

(答)

飼料作物作付地の所有者等が事業開始年度に土壌分析・飼料分析を実施した場合は、飼料生産組織が費用を負担の上、分析値データを当該飼料作付地の所有者等から提供を受けても差支えありません。

当該所有者が事業開始年度よりも前に分析している場合は、飼料生産組織が改めて分析を実施してください。

<書類の提出・保管>

問 37 事業参加申込書は何処に提出するのですか。

(答)

- 1 本事業は、間接補助事業となるので、公募で決定される事業実施主体（その委託先を含む）へご提出ください。現在公募中のため、事業実施主体が決まり次第具体的なことはお知らせいたします。
- 2 飼料作物を地域計画に位置付けるために市町村が飼料生産状況を把握することは重要であることから、R5 補正事業では、事業参加者は申請書を市町村に共有した後、実施実施主体へ提出してください。
- 3 令和 5 年度補正事業では申請の支援や取組確認を行う事業実施主体の委託先がある方が、円滑な事業執行上、望ましいので、委託先の候補となりうる農業畜産関係団体や地方公共団体に本事業へ申請することや委託先の候補となりうることを事前に伝えたいので、事業実施主体へご相談下さい。
- 4 なお、令和 4 年度補正事業では、事業実施に当たっては、取組確認を含む事務の円滑な実施を図るため、都道府県内の関係団体に要件確認等補助金事務を委託されており、事業参加申込書は、補助金交付申請書に添付し、当該委託先に提出いただきました。

問 37-2 市町村への共有は何を行えばよいですか。

(答)

事前の共有については、当該市町村が国の事業へ申請する予定であることを認識していることが重要と考えます。

応募にあたっては、市町村に相談した日時や担当者の所属、氏名、連絡先を応募書に記載して下さい。必要に応じ、事業実施主体等から当該市町村に連絡できるよう、お願いいたします。

問 38 飼料生産組織がこの事業に参加するために揃えておかなければならない書類は何ですか。

(答)

- 1 飼料の収穫等の後には、要件を満たしていることが確認できる申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を、公的機関や取組確認実施者等からの求めに応じてすぐに提供できるよう、事業実施年度の翌年度から5年間保管いただく必要があります。
- 2 具体的には、
 - ①事業実施年度の飼料収穫等を行う前に結んだ畜産農家等に対する5年以上の長期供給契約又は飼料生産に係る作業受託契約の書類
 - ②事業実施前年度の取組実績の総面積がわかる書類（総会資料等。総会資料で分からない場合は自己申告書）
 - ③事業実施年度に飼料作物作付地が要件を満たす土地であるかどうかを確認できる公的な書類等（農地台帳や農用地利用集積計画書等）
 - ④補助対象となる拡大面積に係る作業日誌
 - ⑤補助対象となる拡大面積に係る飼料作物の作付け状況、稲わらの収集風景が分かるMAFFアプリで撮影した位置情報付き写真
 - ⑥契約相手畜産農家等が飼料を受領したことがわかる書類（伝票、受領証等）、
 - ⑦拡大した飼料作物作付地の土壌分析結果、飼料分析の結果がわかる書類を、各自で保管しておく必要があります。

問 39 面積の確認書類は土地改良区の書類でもよいか。

(答)

土地改良区の書類を公的機関が関わって作成している等公的機関の裏付けがあるのであれば確認書類として有効です。

問 40 助成金の交付を受けるために事業実施主体へ提出する書類は何ですか。

(答)

- 1 事業参加申込にあたっては、以下の書類の提出が必要になります。
 - ①事業参加申込書（事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書を含む）
 - ②長期供給契約書又は長期作業受託契約書の写し
- 2 飼料の収穫後に提出する実績報告では、以下の書類等の提出が必要となります。

- ①実績報告書
- ②取組確認のために必要な補助対象となる拡大面積に係る飼料作物の作付け状況、稲わらの収集風景が分かる MAFF アプリで撮影した位置情報付き写真、
- ③土壌分析と飼料分析の結果

3 なお、上記のほか、取組確認のために、問 38 のとおり各自保存が必要な書類は保存し、求めに応じて提供できるようにしてください。

問 41 別紙 2 参考様式第 1 号の事業参加申込書における飼料生産・作業受託計画の大字（字）は、このような住所記載がない場合、どの範囲を記載すればいいのですか。

(答)

農家の圃場が属している地番ごとに記載する必要があります。なお、各事業参加者が保管する確認書類で容易に確認できるのであれば一定のまとまりで記載いただいても結構です。

問 42 別紙 2 参考様式第 1 号の事業参加申込書における飼料生産・作業受託計画においては、大字（字）ごとに「面積拡大の有無（助成の申請対象となる面積拡大がある場合に○）」を記載するようになっていますが、○のつかない大字（字）は助成の申請対象にならないため確認書類等は不要でよいですか。

(答)

- 1 事業参加申込書では、助成の対象になる大字（字）の欄のみに確認書類の種類を記載し、それら全ての圃場において確認書類の事業実施後 5 年間の保存をしてください。
- 2 前年度（取組前）の実績については、該当の 5 の欄に、確認書類の種類を記載し、確認書類の事業実施後 5 年間保存をすることが望ましいです。

問 43 事業参加申込書の「3 飼料生産等・作業受託計画及び「5 実績」において、飼料生産・販売の場合、「大字（字）」、「契約相手農家」はどのように記載することになりますか。

(答)

- 1 飼料受託の場合
「契約相手農家」には「大字（字）」の所有者を記載します。
- 2 飼料生産・販売の場合
「大字（字）」には飼料生産組織が所有している土地、飼料生産組織に利用権が設定されている土地又は飼料生産組織が賃借している土地を記載し、「契約相手農家」

には畜産農家等を記載します。したがって、この2つの欄を1対1で記載することが困難な場合は、契約相手農家の記載は一括して記載することになります。

問 44 農地基本台帳では100haであっても使えない土地があり、コントラが受託するのは90haという場合の証拠書類はどうしたらよいですか

(答)

農地基本台帳の面積の範囲内なので追加の資料は不要です。

<実績報告>

問 45 飼料生産組織において、補助金交付申請書、事業参加申込書で提出した計画と、実績に違いが生じた場合には、どのような手続きが必要ですか。(関連：問 15)

(答)

それぞれのケースに応じて必要な手続きは次のとおりです。

1 全体の作業面積に変更がない場合

- (1) 契約農家の構成に変更がなく、契約農家間で面積に増減があり、既提出の契約書内容に変更がある場合は、面積に変更があったすべての契約農家の変更された長期契約書の写しを実績報告の際に実績報告書に添付して事業実施主体まで提出してください。
- (2) 契約農家に入れ替えがある場合は、速やかに交付変更等申請書に追加した契約農家との変更長期契約書の写しを添付して事業実施主体まで提出して承認を得る。

2 全体の作業面積に変更がある場合

- (1) 全体の面積が減少する場合は、それが既存分、拡大分に関わらず、
 - ①事業実施前年度からの面積拡大が要件を満たさなくなる場合は、速やかに事業中止のための交付変更等申請書を事業実施主体に提出してください。仮に中止の手続きをせず補助金を受給した場合には、補助金返還はもとより、補助金の不正受給にあたるおそれがありますので注意してください。
 - ②事業実施前年度からの面積拡大が要件を満たす場合は、実績報告の際に実績報告書で減少した面積で報告をしてください。仮に減少があったにも関わらず面積の変更の実績報告を怠って面積を正確に報告せずに補助金を受給した場合は、補助金返還はもとより、補助金の不正受給にあたるおそれがありますので、不正とならないように適切な事業執行に努めてください。
- (2) 全体の面積が増加する場合は、増加分を補助対象とすることはできないので、実績報告書には当該増加分の記載はせず、交付申請の計画に沿った実績報告を提出してください。

<その他>

問 46 取組確認などは誰が行いますか。

(答)

本間接補助事業を実施する事業実施主体又はその委託先が行います。

問 47 みどりのチェックシートでの生産活動の点検とは、具体的に何ですか。

(答)

本事業を実施する飼料生産組織については、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることが必要となります。チェックシートの内容については、農林水産省のHPに記載していますので、ご確認ください。

URL https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/midori_checksheets.html

問 48 畜産における「みどりのチェックシート」の自己点検について飼料生産組織内に畜産農家がない場合は、確認不要でしょうか。

(答)

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立が求められています。畜産農家がない場合でも、飼料生産組織の皆様に取り組んでいただきたい基礎的な取組について、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」で定めたチェックシートの取組内容について、自らが飼料の生産活動の点検を行ってください。なお、チェックシートのうち飼料生産に該当しない項目は除いて構いません。

問 49 R5 補正予算の耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業、飼料生産組織の規模拡大等支援と、R5 当初予算の国産濃厚飼料生産・利用拡大対策及び水田活用交付金は、双方受け取るとは可能ですか。

(答)

- 1 R5 補正の耕畜連携事業及び飼料生産組織の規模拡大支援と国産濃厚飼料生産・利用拡大対策について、飼料分析に係る費用は、例えば、サイレージのように収穫時と給与前とで分析の時期が異なる場合は、交付対象者が異なる（耕畜連携：畜産農家、飼料生産組織の規模拡大：飼料生産組織、国産濃厚飼料生産利用拡大：生産者集団等）ため、双方の支援を受けることは可能ですが、同時期に実施する飼料分析については交付対象物が重複するため、どちらかへの申請のみ可能です。
- 2 また、本事業は飼料生産組織の規模拡大に伴う掛かり増し費用を支援するものであり、水田活用交付金は農業者を対象とし、水田を活用した戦略作物の本作化を目的に農業者を支援するものであり、それぞれの事業の目的が異なるため可能です。

問 50 産地生産基盤パワーアップ事業を活用し機械導入を行っているが、本事業の要件をみたせば、同一の産地において、「安定的な国産飼料の供給支援」を受け取ることは可能ですか。

(答)

それぞれの事業の目的が異なるため可能です。

問 51 R5 当初予算の環境負荷軽減型持続的生産支援対策事業(エコ畜事業)も双方受け取ることは可能ですか。

(答)

本事業は飼料生産組織の規模拡大に伴う掛かり増し費用を支援するものであり、エコ畜事業は、酪農・畜産に起因する環境負荷軽減を目的に温室効果ガス排出削減に取り組む酪農・肉用牛経営者を支援するものであり、それぞれの事業の目的が異なるため可能です。

Ⅲ. 事業実施主体向け

<要件>

問1 間接補助を実施する事業実施主体の要件は何ですか。

(答)

次の1を満たす団体であって、2から4までのいずれかに該当する者とします。

1 次に掲げる全ての要件を満たす団体

(1) 本事業を的確に実施することができる能力を有し、飼料生産に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

(3) 主たる事業所が日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会

3 事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業又は飼料の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

4 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業又は飼料の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

<その他>

問2 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援は、飼料生産組織の規模拡大に対する支援とセットで行う必要がありますか。

(答)

セットで行う必要はありませんが、この安定的な国産飼料の供給支援については、本事業のうち、飼料生産組織の規模拡大支援の事業実施者等に関して、優先採択することや拡大面積に関する要件緩和をしています。